

平成29年7月25日

〒170-6033

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60

弁護士法人アディーレ法律事務所 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL:052-734-8107、FAX:052-734-8108)

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

さて、今般、当法人に対し、貴事務所の任意整理事件に関する委任契約書の契約条項につき情報が寄せられ、当法人において消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、消費者契約法その他の法律に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴事務所の見解や対応につき、平成29年8月25日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴事務所のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

貴事務所が使用している「契約書（任意整理事件用）」の下記契約条項につき、次のとおり申入れします。

1 委任者による解除における弁護士費用全額請求条項（8条）について

8. 甲（※委任者）が乙（※貴事務所）の責めに帰することができない事由で乙との委任契約を解除したときは、乙は、甲に対し、弁護士費用の全額を請求し、又は受領済みの弁護士費用を返還しないことができる。

（1）申入れの趣旨

本条項を削除してください。

（2）申入れの理由

ア 民法上、委任契約が途中で終了する場合の報酬（いわゆる「着手金」「報酬金」「手数料」等の名目を問わず、委任事務処理の対価に相当する金員）については、次のとおり定められています。

（ア）受任者の責めに帰することのできない事由によって終了した場合
委任が受任者の責めに帰することのできない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる（民法648条3項）

（イ）当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をした場合
当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りではない。（民法651条2項）

すなわち、民法上、受任者の報酬（いわゆる「着手金」「報酬金」「手数料」等の名目を問わず、委任事務処理の対価に相当する金員）の請求権は、既履行の割合分に限られるとともに、解除に伴う損害賠償請求権も、不利な時期においてやむを得ない事由がないにもかかわらず委任者が解除した場合に限られています。

イ これに対して、本条項は、貴事務所の責に帰することのできない事由で依頼者が貴事務所との委任契約を解除した場合、貴事務所は、もっぱ

ら貴事務所の判断において、それまでの委任事務処理の程度、時期、依頼者が解除した理由にかかわらず、弁護士費用の全額を請求でき、また、受領済みの弁護士費用がある場合には、その金額にかかわらず一切返還しないこともできることとされています。

ウ したがって、本条項は、民法の規定による場合に比して消費者の義務を加重する条項に該当します。

そして、例えば、貴事務所が未だ債権者に対する受任通知の送付すら行っていない段階で依頼者が委任契約を解除したような場合であっても、本条項によれば、貴事務所は、依頼者に対し、実際に行った委任事務処理の程度を大幅に超えることになる弁護士費用の全額を請求することもできることから、依頼者にとって過大な費用負担となる一方で、貴事務所は不当に利得を得ることになります。

また、委任契約はいつでも解除できる（民法651条1項）にもかかわらず、本条項が存在することにより、依頼者としては、貴事務所から弁護士費用の全額の請求を受けたり、支払済みの弁護士費用が返還されない可能性があることによる経済的な損失を恐れて、解除を躊躇せざるをえなくなります。すなわち、本条項は、委任契約の本質から導かれる委任者の重要な権利である委任者の解除権の行使が、事実上、著しく制限する効果があります。

以上に照らせば、本条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものというほかなく、消費者契約法10条により無効です。

エ なお、仮に貴事務所が請求ないし返還しないことができるとする「弁護士費用」のうち、委任事務処理の程度を超える金額部分が、民法の委任の規定でいう「報酬」ではなく、解除に伴う損害賠償金ないし違約金に相当すると解される場合は、本条項は、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項」（消費者契約法9条1号）に該当するところ、本条項は、時期や事由にかかわらず、貴事務所は弁護士費用全額から委任事務処理の程度に応じた報酬を控除した残金全額につき損害賠償金ないし違約金として依頼者に請求できることとなりますので、本条項は、少なくとも、解除の事由、時期等の区分に応じ貴事務所に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者に負担させる部分が無効となることは明らかなです。

オ 以上の理由により、申入れの趣旨のとおり、本条項の使用を停止することを求めます。

カ なお、弁護士職務基本規程24条は、「弁護士は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない」と定めています。

この点、本条項に基づき、実際に行った委任事務処理の程度（時間、労力、難易度）にかかわらず、単に貴事務所の責に帰すことができない事由による依頼者からの解除であるということだけをもって、弁護士費用の全額を請求したり、実際に請求しなくても請求できる権限を貴事務所に留保する委任契約を締結することは、同条の「適正かつ妥当な弁護士費用の提示」とはいえず、同条に違反する虞があることも併せて指摘しておきます。

2 受任者による解除における弁護士費用全額請求条項（第9条）について

9. 乙は、以下のいずれかの事由が生じたときは、本契約を解除することができる。この場合、すでに事件に着手しているときは、乙は、甲に対し、弁護士費用の全額を請求し、又は受領済の弁護士費用を返還しないことができる（もっぱら甲に原因がある場合に限る。）。

- (1) 甲が、前記の弁護士費用等を約定どおり支払わず、かつ、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これに応じなかったとき。
- (2) 甲が乙に対し虚偽の事実を申告し又は事実を正当な理由なく告げなかったため、乙の事件処理に著しい不都合が生じたとき。
- (3) 乙から甲への連絡が取れない期間が相当期間継続したとき
- (4) 必要書類の収集に対して甲が相当の期間内に協力をせず、事件処理に支障が生じたとき。
- (5) その他、重要事項説明書又は諸注意事項で禁止する行為をする等、信頼関係を破壊する行為を甲が行ったとき。

(1) 申入れの趣旨

本条項に基づき貴事務所が依頼者に請求できる金額につき、委任事務処理の程度に応じた報酬相当額及び解除の事由、時期に応じて貴事務所に生ずる平均的な損害の合計額を超えない金額とするよう改訂してください。

(2) 申入れの理由

ア 本条項は、受任者である貴事務所から解除できる事由を定めた上で、事件に着手している場合には、依頼者に対し弁護士費用の全額を請求でき、または、受領済の弁護士費用を返還しないことができるとするものです。

事件着手後であれば、その時期にかかわらず弁護士費用の全額を請求できるということは、時期によっては委任事務処理に応じた報酬相当額を超える部分は実質的に貴事務所に対する損害賠償ないし違約金に相当しますので、本条項は、契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項（消費者契約法9条1号）にあたります。

イ 貴事務所に発生する損害の額は、解除の事由や時期によって異なるはずであるにもかかわらず、事件着手後であれば、一律に、弁護士費用の全額を請求することができるとするものですので、解除の事由、時期等の区分に応じ貴事務所に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者に負担させることになる部分が存在することは明らかであり、平均的な損害の額を超える部分については消費者契約法9条1号により無効です。

以上